

NPO法人日本スポーツアロマトレーナー協会  
認定校規約

**特定非営利活動法人  
日本スポーツアロマトレーナー協会 認定校規約**

特定非営利活動法人日本スポーツアロマトレーナー協会（以下協会）の資格取得基準を充たし、質の高いスポーツアロマトレーナー（以下トレーナー）の育成と教育を図り、スポーツに関わる職業として貢献できる人材を養成することを目的業とし、協会の定める審査を満たすものはスポーツアロマトレーナー認定講習会を開校する事を認める。認定校においては、協会の標準カリキュラムをベースに独自の講座を追加することも可能とする。

この規約は協会の認定校について規定する。

**第1条（名称）**

1. 認定校は協会が別に定める認定校を示す名称を使用できる。
2. 認定校は協会が定める認定証を使用できる。

**第2条（資格）**

1. 協会の審査を受け、承認を受けた者。
2. 法人格を取得し、代表者以外に 1 名以上の事務員を配置していること。
3. ライセンス登録料、認定校ライセンス年会費、認定校更新料を正しく納めていること。
4. 資格教育は協会の運営を担う重要な役割をもつため、積極的に活動や運営に参加できる者。
5. 認定校会議に出席できる者。（年間 1～2 回、臨時招集は除く）認定校から代表者 1 名は強制参加とし、講師の参加は任意とする。
6. 認定校サポート部会に所属し、協会運営のサポートを担い、協力できる者。
7. アロマテラピー保険または、それと同等の保険に加入していること。
8. 認定校経営について慎重に企画・検討し、計画性をもって運営を継続できること。
9. 認定校はスポーツアロマトレーナー認定講習会および資格取得に関する諸手続きの業務を担い、受講者および協会に対し、迅速かつ誠実に対応できること。
10. 受講者に不利益または危険を及ぼすような行為は固く禁止し、万一、トラブルが発生した場合には、認定校および受講者が誠意をもって協議し、解決を図れること。尚、認定校と受講生との間で起きたトラブル、事件、事故等について、協会は一切の責任を負わないものとする。

**第3条（認定校開校時期・認定校登録・更新）**

1. 認定校の開校は年間 1 回（4 月）とする。
2. 認定校申請希望者は協会の認定校説明会へ参加し、書類審査・面接・視察等を受ける。承認後 2 週間以内に入金を行い、登録が完了し、協会からディプロマ交付後に開校可能となる。
3. 認定の有効期限（更新）は 3 年間とし、更新時に認定申請書類の再提出を求める場合がある。

#### 第4条（認定の申請について）

認定校説明会出席後、以下の申請書類を提出し、審査を受けなければならない。

1. 資格認定申請書（指定申請用紙あり）
2. 施設説明書（見取図、間取図など）
3. 室内写真 スクール形式・実技形式で各1枚。（備品類を含むように撮影）
4. カリキュラム説明書（特に追加カリキュラムがない場合、提出不要）
5. 申請者身分証明（法人は履歴事項証明書1通・個人は住民票1通）
6. 講師基本情報（略歴書を含む）
7. 誓約書
8. 認定校規約（学則）
9. 講習会料金表（パンフレット可）
10. アロマテラピー保険証券のコピー
11. 認定校ライセンス登録料・認定校ライセンス年会費一式の振込用紙コピー（協会認定後2週間以内に振込とする）

#### 第5条（受講者の入学手続きおよび契約内容）

認定校が受講者を入学または受講を認めた場合、入学に関する手続きは書面をもって締結しなければならない。

1. 入学契約について受講期間、授業料、支払方法、授業内容・学則等、必要な情報の明記。
2. クーリングオフに関する事項、反社会的勢力の排除に関する事項の記載。
3. 認定校と受講者との間で起きたトラブル、事件、事故等について、協会は一切の責任を負わないものとする旨の記載。

#### 第6条（学則）

認定校は、学則を定め、次に掲げる事項を規定し明記なければならない。

1. 認定校の名称・所在地・連絡先
2. カリキュラム
3. 入学手続き・入学資格・納付方法・返金、クーリングオフについての記載
4. 学費（受講料・カリキュラム以外にかかる受講料等の明記）
5. 1クラスの定員上限
6. 休学・退学・除籍の基準
7. 受験料ほか学費以外にかかる諸経費
8. 欠席授業の振替方法・費用
9. 受講対象者の条件
10. 閉校などに伴う、受講廃止に関する説明

#### 第7条（記録）

1. 認定校はカリキュラム履修証明書を作成し、かつ受講者の受講単位記録・名簿を2年間保存しなけ

ればならない。協会の査察時に提出を求められる場合がある。

2. 個人情報の適用となる認定校については、消費者庁の基づく個人情報保護法に従うものとする。

#### 第8条（講師条件）

1. 認定校の必須実技における主たる実技講師は、スポーツアロマトレーナー（以下、「S T」という）有資格者に限る。
2. 講師は当会の目的に賛同し、当会主旨を説明ができ、会員規約に準じた行動ができる者であること。
3. 常勤・非常勤は問わない。
4. 認定校は講師の質の向上に努めなければならない。（認定校会議への参加 ※任意）
5. スポーツアロマトレーナープロフェッショナル（P F）の資格取得者が講師となる場合、その称号の使用を認める。

#### 第9条（受講者条件）

1. クラスの定員を学科 40 名以内とし、1 クラスあたり 1 名以上の講師がいなければならぬ。40 名を超える場合は 40 名毎に補佐 1 名を配置すること。
2. 実技時間では、1 名の認定講師（S T）につき 20 名以下の受講者とする。
3. モデルとなるものが参加する場合、施術側は最大 20 名の定員とする。最大数を超える場合は、定員毎に 1 名以上の講師（S T）を配置すること。
4. 心身ともに健康で、高校卒業程度の学力、理解力がある者とし、活動や講座及び実技の学習をするにあたり、他人の介助を必要としない者。
5. 18 歳未満の方は保護者の承諾書を必要とする。
6. 認定校は受講者に対し認定校独自の制限を設け、受講意志の妨げをしてはならない。（医療従事者・同業資格取得者、性別等の限定）
7. 認定校（専門学校、大学等）が、一般受講者の受け入れを禁止する場合、あらかじめその旨を協会へ申請し、承認を受けた場合に限り制限を認める。但し、認定校はその旨が一般受講希望者にわかるよう告知および明記する義務がある。

#### 第10条（施設・登録本拠地）

1. 認定校は、教育にふさわしい環境を整え、学校・賃貸テナントビル・自社ビル・所有施設を登録本拠地とする。基本的に住居及びサロン併設は認めない。
2. 公共施設・賃貸契約を結んでいない施設を認定校会場にする際は、申請書に記載する住所の施設を本拠地とする。施設の写真を添付し、施設名・住所・ホームページアドレスを明記し、協会へ提出すること。但し、物件状況により許可しない場合もある。
3. 申請会場（本拠地）が事故、災害などにより使用できない場合、その日から最長 1 年間に限り、同区内、市町村内に代替会場を設置することを認める。その場合、授業再開日の 1 ヶ月前までに、本拠地登録と同様の申請書一式を提出するものとする。

## 第11条（分校）

- 認定校申請時における法人、団体が異なる場合、分校は認めない。
- 本校及び分校の所在地から半径1km以内のところであれば補助施設として認める。申請の際、位置関係が確認できる地図を提出すること。

## 第12条（教室及び備品について）

- 教育を行うに適切な広さ、設備、教材を備えていること。
- 隔たりのある教室、個室が望ましい。また、常に清潔であること。
- 教室部分（受付・トイレ・洗面・給湯スペース等を除く）はベッド2台以上を設置でき、実技ができる面積として約35m<sup>2</sup>（10坪）以上が望ましい。
- 基本的に住居は認めない。但し、正当な事由による場合はこの限りではない。この場合、生活空間とスクール空間は明確に区分し、諸条件については別途協議の上、検討する。
- 採光・照明・換気が適切に保たれていること。
- ベッドから四方約60cm以上のスペースを確保できること。ベッド間は150cmのスペースを確保すること。
- 学習用机・椅子・ホワイトボード（縦横合計100cm以上）・ホットキャビ・ワゴン・施術用丸椅子・施術用ベッド・胸枕・フェイス枕・リネン類を用意すること。
- ベッドは、生徒1名～4名につき1台が用意されていること。
- 認定校名を会場入り口、施設玄関に明記すること。

## 第13条（講習料）

- 講習費は認定校にて設定する。標準カリキュラム以外の授業を行う場合は、そのコース内容、料金を別途記載すること。また、専門学校、大学（厚生労働省・文部科学省管轄）が、学部単位に追加して講習会を開講する場合は、この限りではない。免除科目において授業料の免除をする際は、料金を明記すること。
- 補講料・受験料・材料代・テキスト代・筆記実力判断テスト・モデル料等については、生徒からの徴収を妨げない。その場合、料金を別途明記すること。

## 第14条（損害賠償保険）

アロマテラピー総合保険（損害賠償保険）に加入しなければならない。または、アロマセラピー総合保険と同等のもの。（以下3つを補償したものに限る）

- 施設・施術に関する賠償責任
- 製造物責任（PL）に関する賠償補償
- 認定校に関する賠償補償

## 第15条（広告）

講習会の広告について、掲載の内容によって不適切な標記・ふさわしくない媒体への掲載を発見した場合は、広告の取り下げ、または禁止する場合がある。

## 第16条（ロゴ・名称の使用）

- 新聞・雑誌・パンフレット等において、協会、スポーツアロマトレーナー®等の名称を掲載するにあたり、協会及び会員に対して不利益を与えるような内容と認められた場合、使用は禁止する。
- 認定校は広告・宣伝・勧誘・名刺・ホームページにおいて認定された「認定校」の名称を正しく用いること。表現方法の詳細は別途定める。
- 例)「N P O法人 日本スポーツアロマトレーナー協会 認定校」「J S T Aスポーツアロマトレーナー認定校」
- 協会ロゴ・シンボルマークを許可なく使用してはならない。（ホームページおよびウェアで使用する場合は除く）尚、協会が使用を不適切と認めた場合は、使用を禁止する場合がある。

## 第17条（標準カリキュラム）

協会発行「スポーツアロママッサージ講習会」テキストに明記されている通りとする。

## 第18条（資格必須単位）

スポーツアロマトレーナー®資格取得における、必須単位は以下の通りとする。

標準カリキュラム学習科目	管理学習時間
精油学・解剖学・スポーツアロママッサージ概論	19時間以上
スポーツアロママッサージ実技・ストレッチ・運動療法	40時間～56時間程度
ドーピングについて	1時間程度
現場実習	カリキュラムの時間に含まない
カルテ症例（自宅実習）	40時間以上（30症例以上）
筆記実力判断テスト	カリキュラムの時間に含まない
合計	100時間～116時間程度

※認定校独自の講習時間は含めない

## 第19条（実技講習時間）

スポーツアロママッサージ実技時間は合計40～56時間を必須とする。但し、認定校独自の講座を設ける場合、上記以外の時間も可能とする。その場合、実技内容・時間数・料金は別に明確に提示すること。

### （講習内容）

講習内容は基本的に協会発行「スポーツアロママッサージ講習会」テキストに準じて行うものとする。背部・下肢前面・下肢後面・両腕・頭顔部の実技内容はテキストに準じる。尚、胸部・腹部・ストレッチは各認定校独自の実技とする。その他、テキストに記載のない部位は明記すること。尚、協会発行「スポーツアロママッサージ講習会」テキストは協会から購入し、認定校が受講者に販売する目的を逸してはならない。複製は厳禁とする。

## 第20条（スポーツアロマ概論について）

1. 学習科目「スポーツアロマ概論」の内容について、認定校登録初年度は協会から資料一式を提供する。以後の資料提供はなく、各認定校の活動実績等を基に、オリジナルの講義内容を作成するのが望ましい。
2. 認定校では当会の会員規約、倫理規程、ボランティア規約に準じた下記の教育内容をスポーツアロマ概論内で行うこと。
  - ① アンチ・ドーピング、不正防止に関する教育
  - ② スポーツ活動における安全に関する教育
  - ③ ハラスメントの禁止（暴力、セクハラ、パワハラ等）に関する教育
  - ④ 違法行為に関する教育
  - ⑤ ソーシャルメディアリテラシー、社会規範に関する教育 等

## 第21条（現場実習の企画）

認定校は、受講者の現場実習及び相当する活動を独自で企画し、受講者が参加できるよう努力すること。

## 第22条（単位一部免除）

国家資格を持つ医療従事者（厚生労働省）及び National Athletic Trainer's Association(NATA)-ATC、公益財団法人日本スポーツ協会（JASPO）-アスレティックトレーナー（AT）、NPO 法人ジャパン・アスレチック・トレーナーズ協会（JATAC）-公認のアスレティックトレーナー資格（ATC）、National Strength and Conditioning Association（NSCA）-CSCS（認定ストレングス&コンディショニングスペシャリスト）、NSCA-CPT（NSCA 認定パーソナルトレーナー）及び学生においては解剖学（単元 1～13）・関係法規（単元 43）・コンディショニング理論（単元 40～42）の単位を免除することは妨げない。また、それらについての料金設定は、認定校が自由に設定することができる。但し、コース内容、料金を別途記載すること。

## 第23条（筆記実力判断テスト）

1. 認定校は、コース終了時までに最低1回以上の筆記実力判断テストを実施しなければならない。
2. 筆記実力判断テストは、認定校が独自に作成し、その内容は資格認定マニュアルに準拠した内容を含まなければならない。また、筆記実力判断テストの実施時間は標準カリキュラムに含まない。
3. 協会は必要に応じて、認定校に筆記実力判断テストの実施状況について報告を求めることができる。

## 第24条（修了の規定）

1. 標準カリキュラムの出席率が 80%以上に達しないものや筆記実力判断テストを受験しない者は、標準カリキュラム修了を認定してはならない。
2. 標準カリキュラム修了者には修了証を発行する。
3. スポーツアロマトレーナー検定の受験資格有効期限は、標準カリキュラム修了日から 2 年 2 ヶ月間とし、修了証には標準カリキュラム修了日および受験有効期限日を必ず明記する。

## 第25条（試験規定）

- 実技試験は受験者10名につき、1名以上の試験官を配置すること。試験官はS T資格取得後1年を経過し、当会が指定する講習会を受講した者に限る。
- 資格筆記試験は受験者40名につき、1名以上のS Tを配置すること。
- 実技試験および資格筆記試験は、別途に定める「試験マニュアル」を遵守すること。
- 試験当日、試験開始4時間前に受験地に警報が発令された場合、試験は中止すること。また、その他、事故や災害等でやむを得ず試験を中止する場合は、受験者への通知方法をあらかじめ明示すること。
- 他者との接触を禁止される疾患の方は、他の受験者に感染の恐れがあるため試験会場へお越し頂くことを控える旨、あらかじめ明示すること。

## 第26条（実技試験・実技試験官・合格基準）

- 実技試験は認定校が実施し、「J S T A実技試験採点基準」に基づいて行う。合格基準は採点表通りとする。
- 実技試験の点数は受験者へ開示しないものとし、毎回試験後に総評と追加指導を行なう。
- 実技試験官は「実技試験官規則」に定めた資格要件を満たした者が行うものとする。
- 実技試験日は認定校が自由に設定できる。但し、試験当日に協会より査察が入る場合がある。
- 実技試験は、受講者がスポーツアロマトレーナー検定（スポーツアロマトレーナー資格筆記試験）を受験するまでに、合否判定していることを条件とする。

## 第27条（カルテ審査）

- 認定校はその責任においてカルテの適正な審査を行い、合否を判定する。カルテは協会指定用紙または認定校オリジナル用紙を使用する。但し、査察時に協会よりカルテの提出を求める場合がある。
- カルテの合否基準は、協会のカルテ審査票および資料等を基準とする。
- カルテ審査締め切り期間は、認定校が自由に設定できるが、受講者がスポーツアロマトレーナー検定（スポーツアロマトレーナー資格筆記試験）を受験するまでに、合否判定していることを条件とする。

## 第28条（スポーツアロマトレーナー検定・合格基準以下、「筆記試験」という。）

- 筆記試験は認定校が協会の定めた5月、11月の月内に実施し、日時は認定校が自由に設定できる。受験料は受験者1名につき10,000円（税別）を上限とし、認定校が受験者から徴収することを妨げない。その場合、あらかじめ受講者に受験料を告知または明記するものとする。
- 筆記試験問題は各認定校の試験実施の有無に関わらず、協会から1年分（2回分）40,000円（税別）で購入するものとする。
- 筆記試験問題、解答用紙は、試験実施月の翌月15日まで保管すること。査察時に協会より試験問題および解答用紙の提示を求められる場合がある。
- 筆記試験は四択問題30問と、○×問題10問、記述問題4問の合計44問とする。四択問題は配点各2点とし、解剖学20問、精油学・スポーツアロマ概論・ドーピング等より20問を出題する。記

述問題は配点各 5 点とし、全体から出題する。試験時間は 70 分とし、合格基準は 60 点以上とする。

5. 受講者が筆記試験を受験する場合、標準カリキュラムを修了した認定校で受験することを基本とする。

#### 第 29 条（調査・報告）

理事長・副理事長または協会から推薦した者は、認定校に対し申請書類・講師による模擬授業の見学・立ち入り調査、経営に関する報告等により必要な調査を行うことができる。

#### 第 30 条（助言、指示、警告）

協会は認定校の教育内容・レベル・施設・設備・広告表記その他、適当でないと判断される場合や、受講生からの苦情が多い場合、書類の不備が度重なる場合には、調査の上、その認定校に対し必要な助言、指示、警告を行なう。

#### 第 31 条（認定取り消しの決定・手続き）

1. 認定校が協会の指示または警告に従わない場合、協会は認定校の取り消すことができる。最終決定権者は理事長または副理事長とする。尚、協会は認定を取り消した認定校及び認定校の代表者、住所、認定を取消した事実及び日付、その他必要な事項を必要に応じ、公表することができる。

- ① 受講者からの苦情、規約に反する警告を改善しない場合
- ② 協会会員でなくなった場合
- ③ 提出した申請書に偽りがあった場合
- ④ 協会及び会員に対して不利益を与えるような行為があった場合
- ⑤ 社会的、法的刑罰に科せられた場合
- ⑥ 協会の目的、趣旨に反した場合
- ⑦ テキストの無断複製
- ⑧ カルテ審査、実技試験、筆記試験問題についての不正
- ⑨ インターネット、ブログ等、協会に対し不利益な書き込み、誹謗中傷が発覚した場合
- ⑩ 閉校及び倒産

2. 認定が取り消される認定校は、あらかじめ下記の事項について協会と協議し、公示するものとする。

- ① 認定校への認定の取り消しの理由及び期日の通知
- ② 在学中の受講生がある場合にはその措置

#### 第 32 条（登録内容の変更）

代表者、認定校名等の申請時書類に変更があった場合、遅滞なく協会へ書面をもって連絡すること。

#### 第 33 条（休校）

1. 休校する場合は、休校日の 2 ヶ月前までに協会に書面をもって提出すること。（書式自由）
2. 休校中は協会ホームページへの掲載は停止する。但し、貴校の事務窓口は閉鎖することなく、卒業

- 生、受講希望生から問合せに対応するよう最善の努力を行うこと。(ホームページや電話応対など、休校中である旨を告知するなどの措置を講じること)
3. 休校期間中も認定校の資格があるため、協会が指定する会議等には参加しなくてはならない。受験者の措置などは協会と別途協議とする。
  4. 授業再開をする際には、再開日の2ヶ月前までに協会に書面をもって提出すること。(書式自由)
  5. 休校期間は事情を問わず、最長2年間とする。
  6. 休校が2年を超える場合は、認定校の認定を取り下げるものとし、閉校と同様の手続きを行うものとする。
  7. 取り下げになった認定校は再申請可能であるが、その際は、改めて申請を行うものとする。

### 第34条（閉校）

1. 閉校する場合は、閉校希望日より2ヶ月前までに協会宛に閉校届（閉校時期・閉校事由・自筆署名・捺印）を提出すること。（協会指定）
2. 諸事情、倒産などにより、やむを得ない状況にあり、継続することが困難な場合は、出来る限り最善を尽くし、受講生に対し不利益が及ばないよう誠意を持って対応すること。また、中途解約などによる解約、返金については、認定校と受講者間にて執り行うものとする。
3. 経営困難及び認定校の継続が不可能な状況が予想される場合、閉校が決定している場合は、速やかに協会へ申し入れること。また、その後の受講者募集は禁止とし、在学中の受講者がある場合には、その措置について最善の努力をすること。

(閉校時の名簿の取り扱いについて)

卒業生・在籍者の名簿は協会が管理する。その際、認定校は協会に以下の書類を提出すること。

- ① 受講者名簿
- ② 認定校と受講生との間で締結した契約書の写し1通
- ③ 受講者の受講開始年月日・修了年月日が記載された名簿または履修証明書

### 第35条（認定校登録・更新料）

1. 認定校の年会費をお支払いにおいて、代表者、記名会員が正会員の場合、正会員のライセンス年会費は支払う必要はありません。（2名まで）
2. 更新料は1校ごとに認定校ライセンス年会費と合わせて納付すること。（3年毎に更新）
3. 分校も各校ごとに認定校ライセンス年会費、認定校更新料は納付すること。

※会費一覧参照

### 第36条（金銭の返還）

協会に支払われた認定校ライセンス登録料・認定校ライセンス年会費・認定校更新料（3年毎）等はいかなる理由でも返還しない。

〈付則〉 本規定は、令和2年4月1日より施行する。

■会費一覧表

会員種別	法人会員・認定校
認定校ライセンス登録料	330,000円(300,000円)
認定校ライセンス年会費	59,400円(54,000円) 記名式2名まで
認定校更新料（3年毎）	27,500円(25,000円)
分校ライセンス年会費	59,400円(54,000円) ライセンス登録料は不要
テキスト	定価:13,200円(12,000円) 卸値:11,000円(10,000円) 送料別
試験買取料	44,000円(40,000円)
ディプロマ再発行	3,300円(3,000円)
ホームページ 広告掲載	33,000円/件(30,000円) 登録作成料・データ入力費込
ホームページ更新料	11,000円/年(10,000円)
書類・ホームページ修正料	5,500円/回

会員種別	正会員
ライセンス登録料	22,000円(20,000円)
ライセンス使用料（1年間）	11,000円(10,000円)
※ライセンス使用料（5月試験合格者）	11,000円(10,000円)
※ライセンス使用料（11月試験合格者）	5,500円(5,000円)

  

会員種別	協賛者
協賛金（1口）	110,000円(100,000円)

※括弧内は税抜価格

令和元年10月1日現在

【振込先】

楽天銀行 第二営業支店（252）

普通口座 7783790

特定非営利活動法人 日本スポーツアロマトレーナー協会

(トクティヒエイリカツドウホウジン ニホンスポーツアロマトレーナーキョウカイ)

◎新規認定校開校をご希望される方へ

また認定校開校スケジュールについては協会事務局へお問い合わせください。

尚、開講可能数は1地区3校となります。（全8地区：北海道・東北・関東・中部・近畿・中国・四国・九州）

以上

2022/1/25